

令和 8 年度
竹富町訪問税徴収・運用モデル構築支援業務
企画提案書募集要領

1 趣旨

竹富町では、訪問税の導入に向け、関係機関及び関係事業者との協議並びに具体的な徴収・運用方法の構築に向けた検討を進めている。

訪問税の徴収及び運用に当たっては、定期航路、不定期航路、航空機その他の多様な訪問手段に加え、船会社窓口、WEB、自動券売機、旅行会社、OTA、宿泊施設、団体旅行、回数券、法人取引等の多様な販売・予約・決済形態が存在することから、それぞれの利用形態に応じた徴収方法、納付確認方法及び関係事業者との役割分担等を具体的に整理する必要がある。

また、訪問税を円滑かつ確実に運用するためには、旅客運送事業者をはじめとする関係事業者との協議を通じて、各徴収・運用方法の実務上の実現可能性を検証するとともに、関係事業者・団体への説明及び意見聴取を行い、制度に対する理解を促進することが重要である。

このため、本業務では、町がこれまで検討してきた内容を基礎として、訪問手段、販売・予約・決済チャネル、利用者のユースケース等を網羅的に整理し、関係事業者へのヒアリング等を通じて検証・補完した上で、竹富町の実情に即した実効性のある訪問税徴収・運用モデル及びオペレーションフローを構築・可視化する。

併せて、関係事業者・団体への説明及び理解促進に必要な資料並びに総務省その他の関係機関に対し、訪問税の徴収方法、運用体制及び徴収の実効性を具体的に説明するための資料を作成することを目的とする。

2 委託業務の内容

「令和 8 年度竹富町訪問税徴収・運用モデル構築支援業務仕様書」のとおりとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。

4 提案上限額

4,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案に当たっては、費用区分を明確にし、各費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

なお、この金額は企画提案のために設定した上限額であり、実際の契約金額を示すものではない。

5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 過去 5 年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体、公共的団体又は民間事業者等において、交通、観光、税・料金等の徴収、業務設計、運用設計その他本業務に関連する調査、計画策定又はコンサルティング業務の実績を有すること。

- (4) 本業務の趣旨及び内容を十分に理解し、仕様書に定める業務を的確に実施できる能力を有すること。
- (5) 本業務を主として担当する者を 1 名以上配置し、関係事業者へのヒアリング、徴収・運用モデル及び業務フローの整理、資料作成等について十分な遂行体制を確保できること。
- (6) 応募は単独に限らず、共同企業体による応募も可とする。その場合の要件は、次のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が (1) 及び (2) の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが (3) から (5) までの要件を満たすこと。

6 応募方法

企画提案に係る応募申請を行おうとする者は、次により申し込むものとする。

(1) 応募書類

- ア 応募申請書 (様式 1)
- イ 企画提案書 (様式 2)
- ウ 会社概要 (様式 3)
- エ 業務実績書 (様式 4)
- オ 積算書 (様式 5)
- カ 執行体制 (様式 6)
- キ 事業計画 (様式 7)
- ク 質問書 (様式 8)
- ケ 共同企業体協定書 (様式 9) ※共同企業体で応募する場合のみ
- コ その他の書類 (様式任意)
 - ① 定款、規約その他これらに類する書類
 - ② 登記事項証明書 (登記簿謄本) の写し

(2) 応募様式

指定の様式を基本とするが、必要に応じ様式の変更を可とする。ただし、A4 版を基本とすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとし、期限内に必着するよう提出すること。

また、紙媒体に加え、各応募書類の電子データ (PDF 形式) を電子メールにより期限内に提出すること。

(4) 提出部数

応募申請書、共同企業体協定書及びその他の書類については 1 部とし、企画提案書、会社概要、業務実績書、積算書、執行体制及び事業計画については 2 部提出すること。

(5) 提出期限

令和 8 年 10 月 21 日 (水) 12 時必着

(6) 提出場所

竹富町役場 特命推進室

7 審査方法について

(1) 受託候補者の選定方法

応募のあった企画提案について、選定委員会を設置し、企画提案書等の書類及びプレゼンテーション等に基づき審査を行い、最も優れた企画提案を行った者を受託候補者として選定する。

(2) 企画提案審査会

ア 開催日時及び場所

令和 8 年 10 月 23 日（金）午後（予定）

竹富町役場 3 階大会議室（予定）

イ 開催方法等

- ・審査は、応募者から提出された企画提案書等及び応募者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- ・プレゼンテーションの実施に必要なパソコン等の機材については、応募者が準備することを原則とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、応募書類の提出があった順を基本とする。
- ・プレゼンテーションの時間は、1 者当たり 30 分程度（事前準備 5 分、説明 15 分、質疑応答 10 分）とする。ただし、応募状況等により変更する場合がある。
- ・WEB 会議システムによるプレゼンテーションも可能とする。ただし、応募者の責に帰すべき通信環境又は機器の不具合等によるトラブルについて、再審査等は行わない。

ウ 応募者多数の場合

応募者多数の場合は、所管課において企画提案書等による事前審査を行い、おおむね 3 者を企画提案審査会への参加者として選定することができる。

エ 応募者が 1 者の場合

応募者が 1 者の場合であっても、選定委員会において書類審査又はプレゼンテーション等を実施し、本業務を適切に遂行できると認められる場合には、当該応募者を受託候補者として選定することができる。

(3) 審査結果について

審査結果については、応募者全員に文書で通知するものとする。なお、審査の結果及び内容についての問い合わせには応じないものとする。

8 委託契約の締結

選定された受託候補者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。

ただし、受託候補者との協議が合意に至らなかった場合は、次順位者と協議し、契約を締結することができる。

9 企画提案に係るスケジュール

項目	日程
募集期間	令和 8 年 10 月 8 日（木）～10 月 21 日（水）12 時
質問受付期間	令和 8 年 10 月 8 日（木）～10 月 15 日（木）15 時
質問回答	令和 8 年 10 月 16 日（金）予定
応募締切	令和 8 年 10 月 21 日（水）12 時

企画提案審査会	令和 8 年 10 月 23 日（金）午後（予定）
審査結果通知	令和 8 年 10 月 26 日（月）以降（予定）
委託契約締結	令和 8 年 10 月末（予定）

質問書は電子メールにより提出すること。

質問に対する回答は、竹富町公式ホームページへの掲載その他町が適当と認める方法により行う。

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーションその他応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は公表しない。
- (4) 提出する企画提案書は、1 事業者（共同企業体を含む。）につき 1 案とする。
- (5) 本募集要領に適合しない応募、虚偽の記載がある応募その他応募内容が確認できないものは無効とする。
- (6) 応募後に応募資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募を無効とすることがある。
- (7) 事務取扱は、竹富町の休日を定める条例（平成 5 年竹富町条例第 19 号）第 1 条第 1 項に規定する町の休日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。

11 提出先及び連絡先

竹富町役場 特命推進室

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

TEL：〔0980-83-1149〕

E-mail：〔oo-shige@town.taketomi.okinawa.jp〕

担当：〔大城〕